
AMT/NEWSLETTER

Asia & Emerging Countries Legal Update

2025 年 6 月 30 日

Contents

- I. 【インド】外国法律事務所及び外国法弁護士がインド国内で活動することについての規制緩和の動き(改正規則の公表)
- II. 【韓国】商法改正
- III. 【南アフリカ】不正解雇の判断基準に関する労働裁判
- IV. 【シンガポール】資金洗浄対策体制の強化を目的とする法律の施行

I. 【インド】外国法律事務所及び外国法弁護士がインド国内で活動することについての規制緩和の動き(改正規則の公表)

1. 従前の動き

当事務所の 2023 年 4 月のニュースレターで解説したとおり、インド弁護士会(Bar Council of India)(以下「**BCI**」という。)は、2023 年 3 月 10 日付の官報において、外国法律事務所及び外国法弁護士がインド国内で活動することについての規則(以下「**2023 年規則**」という。)を公表し、当該規則に基づいて、一定の要件の下、外国法律事務所及び外国法弁護士のインド弁護士会への登録を認めるとともに、外国法律事務所がインド国内にオフィスを設立し、また外国法弁護士がインド国内において外国法に関する弁護士活動を行うことを認めた。

2023 年規則は、その文言上は即日施行とされており、理論的には、同規則に基づいて外国法律事務所及び外国法弁護士のインド弁護士会への登録が可能になるはずであったが、インド法弁護士から見て唐突な規制緩和の動きであったことから、多くのインド法弁護士から様々な理由で反対が表明されたこともあり、事実上、その施行は停止されていた(BCI によれば、2023 年規則に基づく外国法律事務所及び外国法弁護士のインド弁護士会への登録申請は、一切受理していないとのことである。)

その後、BCI において Society of Indian Law Firms といった業界団体や、インドの各地域の弁護士会との協議が継続されていたものの、下記 II で述べる改正規則の公表まで、実際の規制緩和に向けて目立った動きはなかった。

2. 改正規則の公表

BCI は、2025 年 5 月 13 日付の官報において、2023 年規則の改正案となる規則(以下「**改正規則**」という。)を公表した。

この改正規則も、即日施行であることが明記されている(改正規則 1 条(b))。しかしながら、本ニュースレターの日付現在、BCI が実際に改正規則に基づいて外国法律事務所及び外国法弁護士のインド弁護士会への登録申請を受理するかは不透明な状況である。

改正規則では、2023 年規則の公表の後に業界団体やインドの各地域の弁護士会から寄せられた意見が多く反映されており、2023 年規則のときのような、インド法弁護士にとっての「唐突」感は、ある程度緩和されている。しかしながら、2023 年規則にも不透明な内容が含まれていること、またインドのリーガルマーケットの開放それ自体に反対するインド法弁護士も少なからずいること等に鑑みれば 2023 年規則のときのように、改正規則についても今後強い反対運動が生じる可能性がある。

3. 2023 年規則からの主な改正点

改正規則における、2023 年規則からの主な改正点は、下表のとおりである(なお、これ以外にも改正点は多くあるものの、比較的細かい内容の変更点が多いため、説明は割愛している。)

改正点	改正規則の内容	2023 年規則の内容
外国法律事務所及び外国法弁護士がインド国内で行うことができる活動 <u>改正の趣旨</u> : 活動内容のより詳細な明確化	改正規則に基づいて登録を受けた外国法律事務所及び外国法弁護士は、インドにおいて、外国法、自国の法制度及び国際仲裁や企業取引を含む国際法問題に関する助言等の非訴訟業務のみに従事することができ、インド法に関する助言や業務を行うことはできない。 依頼者が外国法人か、または案件内容が外国法もしくは国際法に関係する場合、インド国内で外国法律事務所または外国法弁護士の登録を受けることを前提として、インドを仲裁地とするアドホック仲裁または機関仲裁において代理人として活動することができる。	2023 年規則に基づいて登録を受けた外国法律事務所及び外国法弁護士は、外国法にかかる業務及び国際仲裁に従事することができる。
外国法律事務所または外国法弁護士による短期でのインド国内での活動 <u>改正の趣旨</u> : 規制の厳格化	外国法律事務所または外国法弁護士は、インドに入国する都度、宣誓書を提出することで、短期でインドに出入国する方式(fly-in fly-out 方式)により、インドにおいて外国法業務等に従事することができる。 ただし、活動可能期間は、インドへの到着初日から起算して 12 ヶ月間の連続業務日数の合計が 60 暦日以内に制限される。	外国法弁護士による短期出入国方式(fly-in fly-out 方式)による短期活動が可能。宣誓書提出は不要。 活動可能期間は 1 年間に 60 暦日以内。
Indian-Foreign Law Firm(IFLF)制度の創設 <u>改正の趣旨</u> : 新たな法律事務所形態の創設	インド法弁護士により組成された法律事務所は、BCI において Indian-Foreign Law Firm(IFLF)登録を受けることで、外国法律事務所と同様の扱いを受けつつ、外国法に関する業務のみならずインド法に関する業務を行うこともできる。	同種の制度無し。
外国法弁護士とのパートナーシップ <u>改正の趣旨</u> : 要件の明確化	インド法弁護士は、改正規則に基づいて登録を受けた外国法弁護士または法律事務所とのみ、インド国内でパートナーシップを組む(=インドで法律事務所を運営する組合を組成する)ことができる。	明確な規定無し。

4. 今後の見通し

上述のとおり、改正規則は(2023 年規則と同じく)即日施行であることが明記されているものの、実際に今後 BCI が外国法律事務所や外国法弁護士の登録申請を受理するのかについては、現状まだ見通しが立っていない(2023 年規則も即日施行であったが、結局、登録申請の受理には至っていない。)

また、今後、インドの業界団体、インドの各地域の弁護士会、個人のインド法弁護士から、訴訟提起等を含めて、改正規則に反対する運動が生じる可能性もある。

そのため、今後、実際にインドにおいて、(日本の法律事務所や日本法弁護士を含む)外国法律事務所や外国法弁護士の登録が進むのか、また外国法律事務所や外国法弁護士によるインド国内での活動が広がっていくのか、等については、まだ不透明な状況である。

【インド】

弁護士 琴浦 諒

弁護士 大河内 亮

II. 【韓国】商法改正

1. はじめに

近年、韓国では、大株主中心の企業経営構造により少数株主の利益が害されているとの懸念が指摘されていた。このような状況を受けて、少数株主を含む株主の企業経営への参加を促進し、企業統治構造を改善すべきとの要求が高まってきている。

上記の問題意識を背景に、少数株主の利益を保護し、企業意思決定の公正性と透明性を高めることを目的とした商法の一部改正案(以下「改正法」という。)が可決・成立する見込みである¹。改正法は、①取締役の忠実義務の対象に「株主」を追加すること、②(a)上場会社によるオンライン及び実開催を組み合わせたハイブリット方式の株主総会の開催を許容すること、(b)大規模上場会社にはこれを義務化することをその内容に含む。改正法の主な内容は次項以下のとおりである。

2. 取締役の忠実義務の対象に「株主」を追加

(1) 改正法の内容

現行の韓国商法は、取締役の忠実義務の対象を「会社」に限定している(382 条の 3²)。そのため、解釈上、取締役は、字義通り会社の利益のために誠実に職務を遂行する義務のみを負い、株主に対しては直接に忠実義務を負わないとの見解が支配的であった。このような解釈の下では、取締役(取締役会)による意思決定が少数株主の利益を実質的に侵害するとしても、会社の利益に資する限りこれを法的に争うことに限界があった。

そこで、改正法は、取締役の忠実義務の対象に「株主」を明示的に追加している(382 条の 3 第 1 項³)。さらに、取締役が職務を遂行するにあたり、総株主の利益を公平に保護する義務も同時に規定している(382 条の 3 第 2 項⁴)。したがって、改正法下では、取締役及び取締役会は意思決定の際、会社の利益のみならず、少数株主を含む株主全体の利益も公平に考慮しなければならないことが法的に義務付けられることになる。

(2) 留意点

改正法は、取締役の忠実義務の対象を「会社」から「会社及び株主」に拡大し、取締役がその職務を遂行するに際して、株主全体の利益を公平に保護する義務を併せて規定している。一般的に、会社の利益は株主の利益に還元されることを踏まえると、忠実義務の対象が「会社」から「会社及び株主」に拡大されたことによって、日常の会社経営に大きな影響は生じない可能性もある。もっとも、韓国の財閥等において創業家等の大株主が存在する場合には、大株主と少数株主との間で利害が対立する可能性があ

¹ 2025 年 3 月 13 日、改正法と少なくとも下記 2 及び 3 については同一内容の法案が国会本会議で可決されたが、同年 4 月 1 日に大統領による再議要求権(拒否権)が行使され、再議の結果、同年 4 月 17 日に否決されている。もっとも、同年 6 月に発足した新政権の下で改正法案が議案として提出されており、可決・成立するとみられている。

² 「取締役は、法令及び定款の規定に従い、会社のためにその職務を忠実に遂行しなければならない。」と規定している。

³ 「取締役は、法令及び定款の規定に従い、会社及び株主のためにその職務を忠実に遂行しなければならない。」(下線は筆者による。)と規定している。

⁴ 「取締役は、その職務を遂行するにあたり、総株主の利益を保護しなければならず、全体株主の利益を公平に取り扱わなければならない。」と規定している。

り、そのようなケースにおいて、取締役及び取締役会が大株主のみならず少数株主の利益も公平に取り扱う義務を負うことになる点には注意が必要である。

また、「株主全体の利益」や「公平な」保護という概念は抽象的であるため、取締役が負う法的責任の範囲に関する解釈が多様化・拡大し、その外延が不明瞭になる(その結果として、取締役個人の法的責任追及のための紛争が増加する)可能性があるとの指摘もなされている。さらに、取締役の職務執行について、刑法上の背任罪及び特別背任罪の成否に関する解釈論に影響を与える可能性も指摘されている。改正法が、取締役個人の民事上の法的責任及び刑法上の責任に与える影響については、今後の動向を注視する必要がある。

3. 上場会社の電子株主総会制度の導入

(1)改正法の内容

現行の韓国商法は、定款に異なる定めがない限り、株主総会を「本店所在地又はこれに隣接した地」において招集しなければならないと規定している(364 条)。同条の解釈上、株主総会の開催場所は、本店所在地又はこれに隣接した「物理的な空間」に限定するものとの見解が通説であった。

また、現行の韓国商法上、株主が株主総会に出席せずに電子的方法によって議決権を行使するための規定は存在するものの、株主がオンラインで株主総会に参加し、リアルタイムに議決権を行使することに関する明示的な規定も存在しない。そのため、韓国商法上、オンラインによる株主総会の開催は認められていないとの解釈が一般的であった。

そこで、改正法は、上場会社について、株主の一部が、オンラインで株主総会に出席し、議決権をリアルタイムで行使することを明示的に許容するための規定を整備している。これらの規定の内容は、以下のとおりである。

ア 上場会社について電子株主総会を組み合わせた株主総会の開催の許容

改正法は、上場会社が、株主の一部が株主総会の会場に物理的に出席せず、遠隔地から電子的方法により決議に参加できる方式の総会(以下「電子株主総会」という。)を開催できる旨を規定する(542 条の 14 第 1 項)。同項により、上場会社は、電子株主総会と会場における物理開催の株主総会とを並行するハイブリッド方式の株主総会を開催することが可能となる。なお、条文上、電子株主総会に出席するのは「株主の一部」と規定されているため、いわゆるバーチャル・オンリー株主総会の実施について規定するものではない点に留意されたい。

イ 大規模上場会社の電子株主総会併催の義務化

電子株主総会の開催の有無は、定款で別段の定めがある場合を除き、原則として会社が取締役会決議で決定することができる(542 条の 14 第 1 項)。ただし、資産規模などが一定基準以上⁵の大規模上場会社の場合、電子株主総会の開催が義務付けられる(第 542 条の 14 第 2 項)。

ウ 電子株主総会の招集通知及び出席の効力

上場会社が電子株主総会を開催する場合、招集通知に電子株主総会開催の事実及び出席方法等、電

⁵ 当該基準については、大統領令において定めるものとされている。

子株主総会に関する事項を含めなければならない(542 条の 14 第 5 項)。また、電子株主総会に出席した株主は、会場において株主総会に出席したものとみなされる(542 条の 14 第 4 項)。

エ 電子株主総会の運営委託及び秘密保持義務

上場会社は、電子株主総会の運営の効率性及び公正性を確保するため、電子株主総会を管理する機関(以下「受託機関」という。)を指定し、その運営を委託することができる(542 条の 15 第 2 項)。受託機関及びその役員は、株主総会に関して職務上知り得た非公開情報を外部に漏洩したり、不当に利用してはならない(542 条の 15 第 3 項)。

オ 電子株主総会の記録の保存及び備置義務

上場会社は、電子株主総会に関する記録を、株主総会が終了した日から 5 年間保存しなければならない(542 条の 15 第 4 項)。また、株主総会が終了した日から 3 ヶ月間は、当該記録を本店において備置しなければならない、株主が当該記録の閲覧を請求した場合には、これに応じなければならない(542 条の 15 第 5 項)。

(2) 留意点

上場会社における電子株主総会の導入により、少数株主や外国株主による株主総会への参加が促進されることが期待されている。もっとも、電子株主総会の開催が許容されるのは上場会社に限定されているため、韓国の上場企業に投資する企業にとって議決権行使が容易になるという点を除き、その他の韓国において事業活動を行う日本企業に与える影響は限定的であると思われる。

【韓国】 弁護士 龍野 滋幹 弁護士 曹 貴鎬 弁護士 林 載允

III. 【南アフリカ】不正解雇の判断基準に関する労働裁判

1. はじめに

南アフリカでは、2025 年 5 月 30 日、ヨハネスブルグ労働裁判所(Johannesburg Labour Court)によって、「職務放棄(desertion)」を行った従業員に対する解雇の妥当性に関する判断基準を示す判決が下されたため(Sibanye Rustenburg Platinum Mines v Commission for Conciliation Mediation and Arbitration and Others (JR 2227/21) [2025] ZALCJHB 207 (30 May 2025)⁶)、本稿では、本件判決のポイントについて紹介したい。

2. 本件判決の事案及び経緯について

鉱山開発を行う Sibanye Rustenburg Platinum Mines(以下「原告」という。)は、従業員が 7 日以上勤務報告を怠った場合、当該従業員による「職務放棄(desertion)」と見做すという内部規則(以下「本件内部規則」という。)に基づき、削岩機を扱う従業員及びシフト管理を行う従業員(以下「被告ら」という。)の 2 名を解雇した。その後、職場に現れた被告らに対して、原告は、解雇(以下「本件解雇」という。)を告げた。

これに対して、被告ら及び鉱山労働者組合協会(Association of Mineworkers and Construction Union)(以下「AMCU」という。)は、当該解雇は不正なものであるとして、南アフリカの仲裁委員会(Commission for Conciliation, Mediation and Arbitration)(以下「CCMA」という。)に判断を委ねた。

CCMA での争点は、①本件内部規則に基づく「職務放棄」を理由とした本件解雇は正当か否か、②被告らは本件内部規則を認識していたか否か、③本件内部規則は一貫して適用されていた否か、④本件解雇は本件の状況に鑑みて妥当な処分か否か、という点であった。

この点、被告ら及び AMCU は、被告らは投獄(incarceration)⁷されていたため、出勤できなかったのであって、「職務放棄」には該当せず、また、被告らには職場に復帰する意思もあったと主張した。これに対して、原告は、被告らの親族等にコンタクトを取るなど、原告らの所在を特定するための合理的な努力は行った上での判断であって、本件解雇は正当なものであると主張した。結論として、CCMA は、投獄されていたという事実は「職務放棄」に当たらず、また、職場に復帰する意思もあったとして、本件解雇は不当なものと判断(以下「本件 CCMA 判断」という。)した。

3. 本件判決の判決について

本件 CCMA 判断を受けて、原告がヨハネスブルグ労働裁判所に対して不服を申し立てたところ、ヨハネスブルグ労働裁判所は、①「職務放棄」に関する本件内部規則は有効かつ合理的であること、②被告らが本件内部規則を認識していたこと、③雇用者の認識なしに従業員が投獄されていたという事実は「職務放棄」に該当することが一般的であることを認定した。また、ヨハネスブルグ労働裁判所は、欠勤に対する合理的な説明又は根拠があったか否かは重要ではなく、許可なく長期間にわたって欠勤したという事実があるか否かが重要であると判断した判例(Glecore Operations SA (Pty) Ltd v CCMA & Others [2021] BLL 1013 (LC))を引用した上で、原告が投獄の事実を知っていたか否かに関わらず、許可なく長期間にわたって欠勤したという事実は「職務放棄」に該当すると判断した。

上記の判断に基づき、ヨハネスブルグ労働裁判所は、本件 CCMA 判断を不当なものとして結論づけ

⁶ 判決の原文については、以下のリンクを参照されたい。<https://www.saflii.org/za/cases/ZALCJHB/2025/207.html>

⁷ 判決では、投獄の経緯・理由等は明らかにされていない。

た上で、欠勤をした従業員の所在を確認するためのアクションを雇用者側に課すことは不合理であると付け加えた(ただし、本件では、原告は、被告ら側の親族に所在確認を行っていた。)

4.まとめ

南アフリカにおいても、労働紛争において労働者保護の観点が重要視されるものの、本件解雇を正当であるとしたヨハネスブルグ労働裁判所の判断は合理的なように思われる。なお、ヨハネスブルグ労働裁判所は、欠勤をした従業員の所在を確認するためのアクションを雇用者側に課すことは不合理であると判断したが、実務的には、欠勤をした従業員の所在を調べる行為自体が①「従業員が許可なく欠勤したこと」を推認させる事実となり得ること、②従業員に対する解雇を行うための適正手続の一環であると評価され得ることから、雇用者としては、解雇を行う前に、欠勤をした従業員の所在を確認するための何らかのアクションを行っておくことが望ましい。

【南アフリカ】
弁護士 山口 健次郎

IV. 【シンガポール】資金洗浄対策体制の強化を目的とする法律の施行

1. はじめに

2024 年 7 月 2 日、シンガポール議会は、シンガポールの資金洗浄対策体制の強化を目的とする、「2024 年会社及び有限責任事業組合（雑則改正）法（Singapore Parliament passed the Companies and Limited Liability Partnerships (Miscellaneous Amendments) Act 2024）」（以下「CLLPMA 法」）及び「コーポレート・サービス・プロバイダー法（Corporate Service Providers Act）」（以下「CSP 法」）を可決した。CLLPMA 法は 2025 年 6 月 16 日に、CSP 法は 2025 年 6 月 9 日にそれぞれ施行された。

CSP 法はシンガポール国内又はシンガポールを拠点としてコーポレート・サービスを提供する事業者のみを規制するものである一方、CLLPMA 法は事業者全般に適用される変更を含む。本稿では、CSP 法の重要ポイントに簡単に触れつつ、CLLPMA 法につき詳細に解説する。

2. CSP 法

CSP 法で導入された重要な変更点の一つにノミニー取締役役に就任するための要件に関するものがある。

CSP 法により、登録済のコーポレート・サービス提供事業者（以下「登録 CSP」）によってノミニー取締役の任命が手配され、かつ登録 CSP が当該受任者を適格と判断した場合を除き、個人が業として特定の会社のノミニー取締役役に就任することが禁止されることになった。受任者の「適格性」を判断するにあたっては、登録 CSP は、当該受任者がいかなる成文法においても取締役たる資格を喪失していないことを確認するため、すべての合理的な措置を講じ、また、必要に応じて、随時定められる要因を考慮しなければならない。かかる変更は、ノミニー取締役制度の濫用や不正利用、及び非適格者のノミニー取締役への任命の防止を狙いとしている。

この要件は、自らを雇用している会社、又はシンガポール会社法（以下「会社法」）第 6 条に基づき、当該個人を雇用する法人と関連するとみなされる会社のノミニー取締役役に就任する個人には、適用されない。

この要件に遡及適用はないため、CSP 法施行前にノミニー取締役役に任命された者には適用されないが、将来ノミニー取締役を任命する予定がある会社については、注意が必要である。

3. CLLPMA 法

CLLPMA 法は、シンガポール企業及び有限責任事業組合（以下「LLP」）の実質的所有権に関する取り決めの透明性を高めることを目的として、実質的所有者登録簿（Register of Registrable Controllers）（以下「RORC」）、ノミニー取締役登録簿（Register of Nominee Directors）（以下「ROND」）及びノミニー株主登録簿（Register of Nominee Shareholders）（以下「RONS」）の維持要件に関する既存の制度を改正するものである。

同法の主要な改正点を以下にまとめる。

改正前	改正後（CLPMA 法）の変更点
- 会社、会社法に基づき登録された外国会社（以下「外国会社」）及び LLP は、法令により免除される場合を除き、当該会社又は LLP について重要な利害関係を有するか重大な支配力を持つ個人又は法人を特定することを目的とする RORC を維持しなければならない。 - 会社、外国会社及び LLP は、記載事項に変更がある又は不正確であることを認識している場合、又は合理的な理由に基づきその可能性があると考え、これについて実質的所有者に通知し、変更の詳細を取得させることにより、その RORC に記載された事項を最新に保たなければならない。 - RORC の維持を怠った場合、又は RORC の記載事項を最新に保たなかった場合、当該会社／外国会社／LLP 及びその役員らに対して、5,000 シンガポールドル以下の罰金が科せられる。	➤ 会社、外国会社及び LLP は、毎年、法令により免除される場合を除き、実質的所有者の情報を確認し更新しなければならない。 ➤ 実質的所有者の登録事項の変更又は不正確な記載について調査する既存の要件に加え、会社、外国会社及び LLP は、各実質的所有者に対して定められた頻度で通知を行い、当該実質的所有者に対し、その登録事項に変更が生じたかどうかを確認し、変更が生じた場合はその詳細を報告するよう求める必要がある。 ➤ RORC の維持義務違反、上記段落の通知義務違反、実質的所有者による通知への対応義務違反を含む様々な違反行為に対して科される罰金の最高額が 5,000 シンガポールドルから 25,000 シンガポールドルに引き上げられた。
- 会社は、法令により免除される場合を除き、ROND を維持しなければならない。 - 会社及び外国会社は、法令により免除される場合を除き、RONS を維持しなければならない。 - ROND 及び RONS の維持を怠った場合、又は ROND 及び RONS の記載事項を最新に保たなかった場合、当該会社／外国会社及びその役員らに対して、5,000 シンガポールドル以下の罰金が科せられる。	➤ 会社に加え、会社法に基づき登録された外国会社は、法令により免除される場合を除き、ROND を維持しなければならない。 ➤ ノミニー株主の定義が改正され、以下のいずれか又は両方に該当する株主を指すように定義が拡大された。 ○ 当該株主が、正式又は非公式に、自らが登録名義人である会社又は外国会社の株式について、他の者の指示、指導又は希望に従って投票する慣例があるか、又はその義務を負っていること。 ○ 当該株主が、自らが登録名義人である会社又は外国会社の株式について、他の者に代わって配当金を受け取っていること。

	➤ シンガポール財務省（以下「MOF」）及びシンガポール会計企業規制庁（以下「ACRA」）は、グループ構造内の中間持株会社も、改正後の定義に該当する場合、ノミニー株主とみなされる可能性がある」と表明している。 ➤ ROND 又は RONS の維持更新の懈怠を含む様々な違反行為に対して科される罰金の最高額が 5,000 シンガポールドルから 25,000 シンガポールドルに引き上げられた。
• ノミニー取締役又はノミニー株主である個人は、自らに関する詳細情報及びそのステータスについて、当該会社の開示しなければならない。 • ノミニー取締役又はノミニー株主に関する情報を ACRA に提供する義務はない。	➤ 会社登記局（Registrar of Companies）は、会社及び外国会社が所定の期限内に提出することが定められている、当該会社及び外国会社が維持管理する ROND 及び RONS の記載情報により構成されるノミニー取締役及びノミニー株主の中央登録簿をそれぞれ管理する。 ➤ ノミニー取締役及びノミニー株主のステータスに関する情報は、ACRA の BizFile（シンガポールにおける登記情報）上で公開されるが、ノミニー取締役及びノミニー株主についての詳細な情報は、ACRA 及び他の公的機関のみ入手可能であり、一般公開はされない。かかる情報には、任命者が法人である場合、その名称、識別番号、法的形態、本社所在地、電子メールアドレス、連絡先電話番号、任命者の設立法域、任命者が設立された管轄当局の名称及び任命者が任命者となった日又は任命者でなくなった日が含まれる。

4. まとめ

上述のとおり、RORC 並びにノミニー取締役及び株主に関する規制が厳格化され、シンガポールに子会社を有する（又はシンガポールで外国会社として登録されている）日本企業を含む各会社は、CLLPMA 法に基づく法的義務を確認・理解し、ACRA が将来発行する通知にも留意する必要がある。また、ノミニー取締役の任命を予定する会社は、CSP 法に基づく新たな要件にも留意する必要がある。ノミニーを有する既存の会社及び外国会社は、2025 年 12 月 31 日までに ROND/RONS 情報を ACRA に提出し、以後登録簿に変更を加えた場合も、2 営業日以内にこれを提出しなければならない。2025 年 6 月 9 日以降に設立された会社又は登録された外国会社で、ノミニー取締役又は株主を有する場合は、設立／登録日に ACRA に当該情報を提出する必要がある。

さらに、ノミニー取締役及びノミニー株主のステータスに関する情報が公に開示されることによ

り、一部のサービス・プロバイダー（たとえば、銀行や CSP）が顧客デューデリジェンスチェックを強化し追加の確認を実施する可能性があるため、各会社はこれに対応する準備をしておく必要がある。

【シンガポール】

弁護士 高橋 玄

弁護士 長田 真理子

弁護士 スーイン タン

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 福家 靖成 (yasunari.fuke@amt-law.com)
弁護士 安西 明毅 (akitaka.anzai@amt-law.com)
弁護士 池田 孝宏 (takahiro.ikeda@amt-law.com)
弁護士 高橋 玄 (gen.takahashi@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。